

## [事案 2022-161] 死亡保険金支払請求

・令和5年1月13日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

約款所定の免責事由に該当することを理由に、死亡保険金が支払われなかったことを不服として、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

被保険者である母が縊死したため、令和2年3月に母が契約した定期保険にもとづき死亡保険金を請求したが、責任開始日から3年以内の自殺であることを理由に、約款所定の免責事由に該当するとして、死亡保険金が支払われなかった。しかし、死亡直前の母は、食事や睡眠がとれず心身共に限界の状態にあり、日記や遺書には「死神に取り憑かれている」と従前の綺麗な字や性格からは考えられないような筆跡と内容で記載されており、自殺ではなくうつ病による苦痛のための死亡であるため、死亡保険金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、責任開始日から3年以内の自殺を免責事由としている。「自殺」とは、被保険者の意思による自死をいい、精神疾患により意思決定能力を喪失または同能力が著しく減弱していた場合は含まない。
- (2)本件の客観的状況は典型的な自殺といえ、検案医、警察も自殺と判断している。
- (3)うつ病による通院歴は自殺直前の1日のみであり、重篤なうつ病とはいえない。
- (4)自殺前の準備は周到であり、事前に作成された遺書は自殺の決意を固めていた証左であり、遺書や日記の内容、字体、筆跡から、自由な意思決定が失われていたとまではいえない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、提出された証拠に加え、精神障害の症状についての医学的診断を含むより詳細な医療記録、現場の状況に関するより詳細な記録、筆跡の比較のための資料、その他の書証を精査し、主治医、生前をよく知る家族、関係者らの証言を得るなどして、慎重に事実認定を行う必要があるが、そのためには、証拠調手続を経る必要があるほか、当事者または第三者への文書提出命令または文書送付嘱託、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるところ、裁判外紛争解決機関である当審査会ではこれらの手続を行うことはできず、公正かつ適切な判断を行うためには、裁判所における訴訟による解決が適当であると判断して、裁定手続を打ち切ることとした。